

<資料>

障害児教育における総合免許制とアメリカの免許制度

— The Council for Exceptional Children (CEC) の資料に基づいた一考察 —

落合 俊郎*

現在、障害児教育総合免許状について議論がなされている。本論では、The Council for Exceptional Children (CEC) によって作成された障害児教育担当教員に関する国際基準の内容と日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会が出した総合免許状の内容を比較した。CEC でいうノンカテゴリーカルとは、共通基本項目に関する知識とスキル、個別化された一般の教育課程の内容（通常の教育内の教育課程）、個別化され独立した教育課程に従来の障害カテゴリー内の専門性を結びつけたものである。日本における障害児教育総合免許の案は、CEC と同じく共通基本項目を修得したあと、従来の障害別の専門性を複数加えることによって総合免許としている。しかし、CEC の場合、より実践的である点、障害児や保護者の権利、文化的な多様性に着目した内容が多い。

キーワード：障害児教育総合免許状, The Council for Exceptional Children (CEC)

I はじめに

日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会（以下、免許問題検討会とする）（2001）によって、障害児教育総合免許状についての議論が具体的に答申され、最終報告書が出されている。そして、①障害児教育に関する免許保有状況を抜本的に改善する施策の立案と推進、②障害児教育総合免許状の具体的な提案を主要な内容としている。この障害児教育総合免許状は、いわゆるノン カテゴリーカルあるいはマルチ カテゴリーカルと言われる免許制度と類似している。本論では、The Council for Exceptional Children（以下 CEC とする）によって出版された What Every Special Educator Must Know: THE INTERNATIONAL STANDARDS FOR THE PREPARATION AND LICENSURE OF SPECIAL EDUCATION（全ての特別教師が知らなければならないこと：特別教師養成と免許のための国際基準）を紹介する。CEC は「例外的な子どもたちのための協議会」とでも訳することができる。Exceptional（例外的）な子どもとは、障害児だけではない。アメリカの特殊教育では特別な教育的援助の対象は、障害児だけでなく Gift and Talents と呼ばれる優秀児に対しても行われている。

なお、ここに紹介する内容は、2002年前期に博士前期課程1年生対象の障害児教育特講の外国語講読用の教科書として使用し、参加した学生の翻訳も取り入れてある。記して感謝する。

II What Every Special Educator Must Know
の目次の紹介

この冊子は、全136ページである。その内容を紹介するために目次を紹介する。

巻頭言

序文

第1部：特別教育のための倫理綱領と専門的実践のための基準

第2部：専門家としての実践入門と専門性の継続的向上のための CEC 国際基準

- ・専門家としての実践入門
- ・免許に関するカリキュラムと単位認定に関する枠組み
- ・初任者育成のために
- ・専門性を保持しながら実践を続けるために

第3部：特別教育の専門家養成プログラムのための CEC 国際基準

- ・NCATE (The National Council for Accreditation of Teacher Education)：「教師教育の単位認

*広島大学大学院教育学研究科障害児教育学講座
附属障害児教育実践センター長（併任）

定に関する全国評議会」を通して CEC の承認を得るためのプログラム手続き

- ・ NCATE 以外に CEC の単位認定を得るためのプログラム手続き
- ・ CEC 基準の変更について
- ・ 施設・設備とプログラムの基準
- ・ CEC 単位認定手続きに関して頻繁に出される質問について

第 4 部：初任特別教師に必要な知識とスキルの基準について

全ての初任特別教師に必要な知識とスキルに関する CEC の共通基本項目

例外性のある児童生徒にかかわる全ての初任特別教師のための知識とスキルについて：

- ・ 個別化された一般的カリキュラムについて
- ・ 個別化された独立カリキュラムについて

児童生徒にかかわる全ての初任特別教師のための知識とスキルについて

- ・ 聾または難聴
- ・ 幼児期の特徴
- ・ 情緒あるいは行動障害
- ・ 優秀な資質または才能について
- ・ 学習障害
- ・ 精神遅滞と発達障害
- ・ 肢体不自由と健康障害
- ・ 視覚障害

教育診断を行う初任教師のための知識とスキルについて
特別教育の行政を担う初任者のための知識とスキルについて

移行に携わる専門家の初任者のための知識とスキルについて

特別教育にかかわる教員以外の職員のための知識とスキルについて

巻末付表

付表 1：CEC が作成した専門家としての基準について：歴史的な背景

付表 2：知識とスキルの基準を検証するための開発活動とその手続きについて

付表 3：特別教育における基準の設定方法と変更手続きについて

付表 4：特別教育教師をめざす学生の自己評価表

以上が目次である。

III マルチ カテゴリカルな免許と従来の専門性との関係

1. カテゴリ別の専門性と基本共通項目の関係

免許を取得するための実践に入るにあたって、学生あるいは教師は、学士以上の学歴をもつことが必須条件である。そして、「障害のある子どもたちの全ての初任特別教師のために必要な最小限の知識とスキルに関する共通基本項目」と、それぞれカテゴリ毎に分けられた専門性についての知識とスキルについて学ぶ。共通基本項目は、軽度の例外性をもつ子どもを教えるために必要な知識とスキルという意味ではない。もし様々な例外性をもつ子どもを教えるために免許を取ろうとすれば、まずそれぞれの例外性にかかわる教育に関係する知識とスキルをもたなければならない。実際、マルチカテゴリカルな免許制度のチャレンジ性というのは、必要項目を希薄にするのではなく、様々な例外性をもつ児童生徒を教えるために必要な知識とスキルをもつ教師を輩出するところにある。

過去において、免許や単位認定に対しては、厳密にカテゴリ毎に分けたというあやまった認識をもっていた。

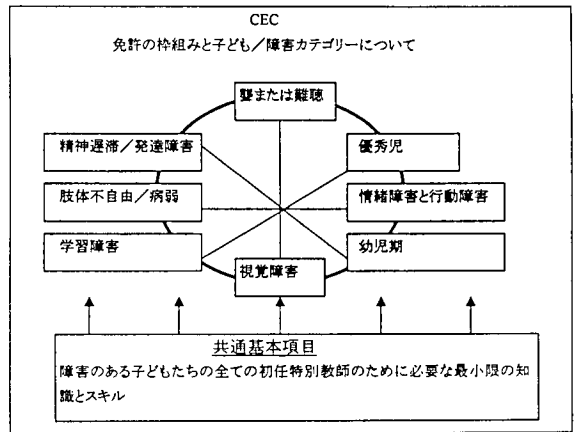


図 1 免許制度における共通基本項目と年齢/障害カテゴリ別の専門性との関係

CEC はその後、免許制度と単位認定制度のどちらについても、カテゴリ毎に分けるポリシーをとっていない。更に重要なことであるが、この認識を明確にするため、この分野へのリーダーシップと指導を行い、CEC は教育課程に即した免許制度と単位認定制度の枠組みを開発している (図 2 を参照)。この枠組みは、

二つの大きな領域からなっている。一つは、個別化された一般の教育課程である。これは、特別に独立した教育課程ではなく、通常の教育の教育課程を個別に調整することによって作成されるもので、他の四つの領域、つまり視覚障害、聾と難聴、優秀児それに幼児の教育方法と組みあわされる。特に、感覚障害児教育の領域では、一般の教育課程の内容を多く含むように構成されている。また、学習障害児、情緒障害／行動障害児、肢体不自由／病弱児、精神遅滞／発達障害児のカテゴリーに分類される領域の知識とスキルが含まれ

る。第二には、個別化され独立した教育課程の基準による教育課程であり、通常の教育課程とは別の教育課程を個の特性に応じて作られる。この方法が効果があると思われる子どものために作られる。優秀児については、このタイプの教育課程は作られない。

2. 初任者研修制度について

最低一年間の初任者研修を受ける。この研修は、継続的に専門性と支援を供給できる経験の積んだ専門家が担当すべきであるとされている。この初任者研修のプログラムは、以下の項目を網羅しなければならない。

- ・知識とスキルの応用を促進させる；
- ・進んだ知識とスキルの伝達；
- ・学校という学習の場への順応；
- ・仕事へのストレスの軽減と仕事の成功感の増強；それに
- ・専門家として仕事を身につけるための手助け。

IV CEC による教員教育に提供される知識とスキルの例

以下に示すのは、「全ての初任特別教育教師に必要な知識とスキルの CEC による基本共通項目」についての全文である。

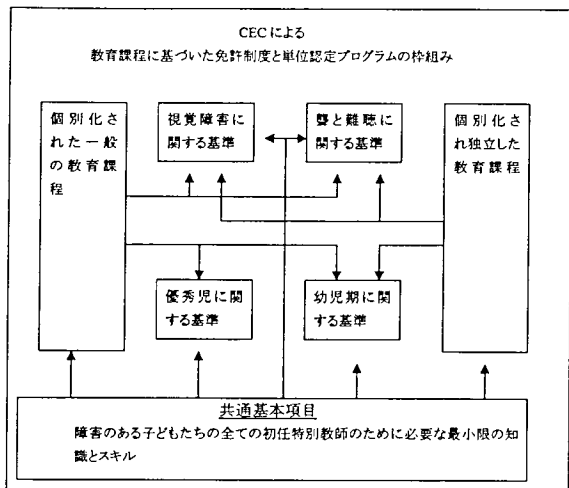


図2 教育課程のタイプに基づいた免許と単位認定の枠組み

すべての初任特別教育教師のために必要な知識とスキルに関する CEC 共通基本項目 知識とスキルに関する意見

CC：共通基本項目

1. 特別教育の哲学的、歴史的ならびに法的基本項目について

知識：

- K 1 特別教育の実践のための基本を示すモデル、理論ならびに哲学について。
- K 2 社会内の様々な文化に横断的にあてはまる通念、伝統それに価値観、子どもや家族、学校教育についての見方の違いについて。
- K 3 文化的・言語的に多様な背景をもつ人々を含め、例外的な学習ニーズをもつ人々の定義付けと判定プロセスに関する諸注意。
- K 4 特別教育サービスを継続するためのアセスメント、妥当性と就学場所の決定に関する課題、法的根拠と法に基づく適正手続き (due process) に関する諸権利について。
- K 5 保護者、児童生徒、教師、その他の専門家、更に個人の学習ニーズを関係付ける場所としての学校の権利と責任について。

スキル：

- S 1 通常の教育との関係を含む特別教育に関する個人的な考え方を明らかにする。
- S 2 法律、規則ならびに規定内の必要要件に準拠した授業や他の専門家による活動の指導を受けること。

CC：共通基本項目

2. 学習者の特性に関すること

知識：

- K 1 例外的な学習ニーズがある場合もない場合も、それぞれの子ども一人ひとりの認知的、身体的、文化的、社会的、情緒的ニーズの類似性と差異について。
- K 2 例外性がどの程度か、重複しているかどうかの情報、子どもの特別な配慮が必要な特性について。
- K 3 例外的な学習ニーズがある人々のコミュニケーションパターンについて、普通あるいは遅れがある場合、問題がある場合の特徴について。
- K 4 例外的状況が生涯にわたって続く場合の影響について。
- K 5 文化的、言語的多様性、社会経済的レベル、虐待／ネグレクトと薬物乱用を含む、子どもと家族の文化的、環境的状況の特徴と影響について。
- K 6 例外性のある個人の教育、認知、身体、社会、情緒的行動に与える様々な薬物による効果について。
- K 7 様々な例外性の特徴に対応する教育的取り組みについて。

スキル：

- S 1 例外的な学習ニーズがある子ども一人ひとりの認知、コミュニケーション能力、身体、情緒に関する様々な条件についての情報を入手すること。

CC：共通基本項目

3. アセスメント、診断、評価について

知識：

- K 1 アセスメントに用いられる基本用語について。
- K 2 アセスメントに関係する倫理的事項について。
- K 3 個人のアセスメントに関する法律、規則、ガイドラインについて。
- K 4 スクリーニング、審査前、審査の実行、例外性の判定課程で用いられる典型的な流れについて。
- K 5 段階別評価対標準評価、パーセントによる評価、年齢／学年比較、段階評価の適切な評価と解釈について。
- K 6 それぞれのアセスメント用具の適切な使用法と限界について。
- K 7 アセスメントにおける結果のばらつきの影響、妥当性、計画作り、例外的学習ニーズをもつ子どもの就学場所の設定を考慮する様々な方略を組み込むこと。
- K 8 アセスメントと就学先の決定との関連について。
- K 9 例外的な学習ニーズのある個人の進捗状況を追跡調査する方法について。

スキル：

- S 1 家族と例外的な学習ニーズがある個人のアセスメントに関わる専門家との協力について。
- S 2 記録の作成と保管について。
- S 3 教育歴、医療歴それに家族歴に関する背景情報の収集。
- S 4 様々なタイプのアセスメント手法を適切に用いる方法について。
- S 5 公式、非公式のアセスメントとそこから得た情報の解釈。
- S 6 適切なコミュニケーションスキルを使用して、例外的な学習ニーズがある子ども、保護者、行政担当者、他の専門家へアセスメント結果の報告。
- S 7 実際のデータと教師、他の専門家、例外性がある本人、保護者からの情報を用いて、学習環境の適切な改良を設定し示唆を受ける。
- S 8 授業方法についての個別のアセスメント方略の開発について。
- S 9 文化的かつ／または言語的に異なる背景をもつ子どもを含む例外的な学習ニーズをもつ全ての子どもへの適切な取り組みをもたらす授業方法を定めること。個別のプログラムの作成におけるアセスメント情報の使用方法について。
- S 10 授業結果の評価について。
- S 11 インテグレーションを様々なプログラムで設定する。そのために必要な支援体制の評価。

CC：共通基本項目

4. 授業内容と実践について

知 識：

- K 1 例外的学習ニーズをもつ人々の学習スタイルに多様性をもたせ、これらのスタイルに授業方法を合わせる方法について。
- K 2 通常教育のクラス内の個別化授業法等の様々な学習環境を設定する必要性。
- K 3 例外的学習ニーズをもつ人々のための、運動、認知、教科、社会的、言語、情緒、職業、それに機能的な生活技術に関するカリキュラムについて。
- K 4 授業方法と治療教育的方法、技術それにカリキュラム用教材について。
- K 5 授業方法や教材を工夫するための技術について。
- K 6 自立生活、地域に生きる方法、それに私生活と職業に関する生活技術についての授業方法について。
- K 7 例外的学習ニーズのある人々のための効果的授業方法と関連する家族、学校それに地域との関係に影響を与える文化的な視点をもつこと。
- K 8 教育的対応、授業計画それに職業教育に対して学習者の態度、興味、価値観、教科的それに社会的能力が与える影響力について。

スキル：

- S 1 授業のためのアセスメントデータの解釈とその使用について。
- S 2 文化的、言語的そしてジェンダーの違いに対応した教育内容、教材・教具、資源そして方略を開発し、および／または選択すること。
- S 3 総合的、長期的な個別の指導計画の開発。
- S 4 授業の目的達成とスキルを授業の中に的確に入れ込むための適切な方法を選択し使用すること。
- S 5 適切な授業案を準備すること。
- S 6 授業のゴールや計画をたてる時当該者と家族を参加させること。
- S 7 授業分析を行うこと。
- S 8 学習者の特性に応じた授業戦略と教材・教具を選択し、工夫して用いること。
- S 9 個人の学習目的を立案、実行し評価すること。
- S 10 情緒的内容、社会的内容、職業／技能的内容を教科に関するカリキュラムと組み合わせること。
- S 11 様々な学習環境にも通じる技術を維持し、汎化を促す方略を用いること。
- S 12 規定時間数を適切に用いること。
- S 13 個別のニーズにあった思考、問題解決及び他の認知的戦略を応用し、例外的な学習ニーズのある人々を教えること。
- S 14 例外的な学習ニーズをもつ人々の移行をうまく進める授業技術や方略を選択し実行すること。
- S 15 子どもとのラポートを作り、維持すること。
- S 16 パーバル、ノン パーバルコミュニケーション技術を使うこと。
- S 17 授業の自己評価を実行すること。
- S 18 継続的な観察に基づいて、授業のやり方を臨機応変に修正できること。

CC：共通基本項目

5. 授業方法と学習環境の設定と運営について

知 識：

- K 1 基本的学級経営に関する理論、方法、そして例外的学習ニーズのある人々のための教授スキル。
- K 2 授業方法と学習の効果的な運営のための研究に基づいた実践。
- K 3 授業・学習環境を設計・運営することができるテクノロジーを用いた方法について。

スキル：

- S 1 多様性に価値を置いた、安全で、積極的、そして元気づける学習環境を創造する方法。
- S 2 様々な状況で、例外的なニーズのある人々の機能的インテグレーションを促進するための方法とスキルを使用すること。
- S 3 日々の授業計画を実行するための教材・教具の準備と設置について。
- S 4 評価、計画それに運営の手順を組み込んで、授業環境と学習者のニーズを調整すること。
- S 5 個別と集団学習活動のバラエティーのなかで、学習

- 者の積極的参加を促進する学習環境を整備すること。
- S 6 児童生徒のため、他のスタッフについても、移動時間を含めて効果的に日々の日課を計画・構造化し、運営すること。
- S 7 クラスの活動として、ボランティアや仲間による指導の監督方法。
- S 8 教師以外の教育関係者の監督、観察、評価そして彼らとのフィードバックを行なうこと。
- S 9 セルフ アドボカシーの促進と自立性が高まる環境を創造すること。
- S 10 一般的にわたって予防措置ができていない安全な環境を維持すること。

CC：共通基本項目

6. 児童生徒の行動調整と社会的相互交渉スキル

知 識：

- K 1 例外的学習ニーズがある人々の行動の構成と行動調整に関する適用可能な法律、規則と規定と手順に関するガイドラインについて。
- K 2 行動調整に内在する倫理的考察について。
- K 3 例外的学習ニーズがある人々に良い効果あるいは悪い効果を与える教師の態度と行動について。
- K 4 教育的、実用的な生活環境や職業環境に必要な社会的スキルと社会的スキルの発達における効果的教授方法について。
- K 5 危険な状況の予防／対応のための方略について。
- K 6 様々な生活レベル、民族、文化そして多国籍の世界に調和的にかつ生産的に生活するための方略について。

スキル：

- S 1 例外的学習ニーズがある人々のニーズにあった様々な行動調整に関する技術を具体的に説明する。
- S 2 例外性のある人々のニーズに対して、最も集中的でない介入 (The least intensive intervention) を実行すること。
- S 3 不適切な行動を調整するために、学習環境 (スケジュールや場所のアレンジ) を改善すること。
- S 4 個人・社会行動と現実的な期待を様々な状況で関係付ける。
- S 5 ソーシャルスキルをカリキュラムに取り入れること。
- S 6 ソーシャルスキルの指導に効果的な教育方法を用いること。
- S 7 子どもの自己意識、自己管理、自己規制、自信、自尊心を増大させるための方法を示すこと。
- S 8 例外的な学習ニーズのある人々が、社会的な態度や活動に対して、自己を高める行動を示すようはたらきかける。

CC：共通基本項目

7. コミュニケーションと協力的パートナーシップ

知 識：

- K 1 文化的に対応できるプログラムの中で当該本人、保護者、そして学校や地域の人々と効果的コミュニケーションと協力を促進するための要因について。
- K 2 例外的学習ニーズがある人々の保護者をもつ典型的な心配の内容と、これらの心配を解消するために保護者を助ける適切な方略について。
- K 3 チームのメンバーの協力のもとでの個別の学生プログラムの開発。
- K 4 個別化計画を企画する際の例外性がある人々、保護者、教師、学校や地域の他の職員の役割について。
- K 5 例外的学習ニーズがある人々に関するプライバシー

スキル：

- S 1 例外的学習ニーズのある人々、保護者、学校、地域の人々とともに、様々な学習環境で働くうえでの協力的なための方略を用いる。
- S 2 例外性のある人々、保護者、学校や地域の関係職員と情報交換し、助言を求めること。
- S 3 家族と専門家間に尊敬し、相互に有益な関係を築くこと。
- S 4 教育現場へ積極的に参加してもらうために、例外的学習ニーズのある人々と家族を勇気付け支援すること。
- S 5 例外的学習ニーズのある人々と保護者あるいは介助者とともに、協力者会議を計画、実施することについて。

についての守秘義務に関する倫理規定について。

K 6 授業、対応や直接サービスに関係する教員以外の教育関係者の役割と責任について。

K 7 子どもの発達と教育的進歩を支える上での家族制度と家族の役割について。

S 6 例外的学習ニーズのある人々を様々な学習環境に統合するために、通常学級の担任、学校内の教員以外の教育関係者の役割と責任について。

S 7 例外的学習ニーズのある人々の特性やニーズに関して、通常の教師、行政担当者、その他の学校職員と情報交換を行う方法。

CC：共通基本項目

8. プロ意識と倫理に関することから

知識：

K 1 それぞれの授業方法が影響を与える個人的、文化的な先入観と差異について。

K 2 例外的学習ニーズをもつ人々のモデルとなる人としての教師の重要性について。

スキル：

S 1 例外的学習ニーズがある人々の最も高い教育的潜在性ならびに QOL の潜在性を開くための責任を示すこと。

S 2 それぞれの生徒の文化的、宗教的、ジェンダーに関することから、性的志向に関して肯定的な視点を示すこと。

S 3 専門家の実践として、ハイレベルの適格性と信頼性を促進・維持に努めること。

S 4 専門性を実践するなかで、客観的で専門的な判断力をつける練習を行うこと。

S 5 音声言語や書字によるコミュニケーションの模範を示すこと。

S 6 例外的学習ニーズをもつ人々、その家族そして同僚のためになる専門家として活躍に専念すること。

S 7 地方、州、そして連邦の調査請求や評価請求に従うこと。

S 8 倫理的マナーに則って、複製可能な教材を使用すること。

S 9 CEC 倫理規定や専門性に関する他の原則や方針の範囲内で実践を行うこと。

V 考察

CEC による共通基礎項目を紹介した。この 8 項目について、聾ならびに難聴、幼児期、情緒／行動障害、優秀児教育、学習障害、精神遅滞／発達障害、肢体不自由／健康障害、視覚障害、特別教育行政担当者、移行専門家、教職員以外の職員について、同じ項目にそって知識とスキルについて記述されている。

更に表は以下の項目について記載してある。紙面の都合上その項目についてのみ紹介する。

- ・障害をもつ児童生徒の全ての初任特別教育教師のための、CEC によって提案された個別化された一般カリキュラムに関する知識とスキル
 - ・障害をもつ児童生徒の全ての初任特別教育教師のための、CEC によって提案された個別化された独立カリキュラムに関する知識とスキル
- 上記の二項目に関して、共通基本項目と同じく 8 項

目について述べてある。

日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会（2001, pp22-23）は、障害児教育教員養成における総合免許の在り方について、次のようにまとめている。「総合免許状」は、いわゆる CEC から提示されているノンカテゴリーカルあるいはマルチカテゴリーカルな免許と類似している部分があるがその違いについて比較してみよう。

1. 「総合免許状」のカリキュラム案

1) 障害児教育基礎免許状：教育系大学の学部段階での養成を想定（30単位）

〈「障害児教育」にかかわるノンカテゴリーカルな共通科目〉：9 科目（各 2 単位）から 12 単位を選択必修とする。

- ・概論、歴史、制度、教育課程、指導法、心理、就学指導、病理保健、福祉

〈実践的指導力と基礎的な研究力量の向上にかかる演習・実習等〉：10単位必修。ゼミ（2単位）、教育実習（4単位）、特別研究（4単位）。

〈「得意分野づくり」への対応と専門免許へ向けた基礎づくりに関係する選択科目〉

次の障害児別7領域から2領域8単位を選択必修としている。

- ・視覚障害（特論／2単位，指導法／2単位）
- ・言語障害（特論／2単位，指導法／2単位）
- ・聴覚障害（特論／2単位，指導法／2単位）
- ・知的障害（特論／2単位，指導法／2単位）
- ・運動障害（特論／2単位，指導法／2単位）
- ・学習障害（特論／2単位，指導法／2単位）
- ・病弱（特論／2単位，指導法／2単位）

2) 障害児教育専門免許状：教育系大学院，特殊教育特別専攻科における養成を想定している。

- ・視覚障害（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）
- ・言語障害（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）
- ・聴覚障害（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）
- ・知的障害（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）
- ・運動障害（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）
- ・学習障害（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）
- ・病弱（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）
- ・情緒障害（制度・本質／4単位，心理・病理／6単位，指導法／6単位）

以上が日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会（2001）から出された案である。CECは米国の障害児教育研究，障害児教育行政，免許制度に対して監督的役割を演じている。CECが示した国際基準と具体的な単位数や授業科目の項目を比較することは難しいが，専門性の種類や考え方について考察してみる。

両者の比較をしてみると，図3と図4のように全体としては，免許問題検討委員会の総合免許制度における専門性は障害カテゴリーに分けられている。しかし，CECの場合は，障害カテゴリーに関する情報だけでなく，幼児期に心得ておく項目や教育診断にかかわる専門家，行政官，移行計画に携わる専門家，教

CECによる専門領域の分類	免許問題検討委員会による分類
聾および難聴	あり，言語は別
幼児期	なし
情緒障害／行動障害	専門免許状で取得
優秀児	なし
学習障害	あり
知的障害／発達障害	あり
肢体不自由／健康障害	あり，運動と病弱
視覚障害	あり
教育診断にかかわる専門家の事項	なし
特別教育行政担当者の事項	なし
移行計画にかかわる専門家の事項	なし
教員以外の教育関係者の事項	なし

図3 CECと免許問題検討委員会での専門性の比較

CECの基本項目	免許問題検討委員会での基本項目
1. 特別教育の哲学，歴史，法律	概論，歴史，制度，福祉
2. 学習者の特性に関すること	心理，病理保健
3. アセスメント，診断，評価	心理，病理保健，就学指導
4. 教授内容と実践	教育課程，指導法
5. 教授方法と学習環境の整備	教育課程，指導法
6. 生徒の行動調整と社会的スキル	教育課程，指導法
7. コミュニケーションと協力関係	概論
8. プロ意識と倫理条項	概論

図4 CECが障害・専門毎に掲げている基本項目の比較

員以外の教育関係者というように，障害についての内容と専門家としてあるべき姿の内容が並記されている。日本には制度上存在しない専門家についての研修内容が言及されているが，教員養成の中に取り込むかどうかは別にして，他領域の専門家についての内容も含んでいる。

2. 基本項目の比較

免許問題検討委員会のカリキュラム案では，ノンカテゴリーな共通科目として，概論，歴史，教育課程，指導法，心理，就学指導，病理保健，福祉があげられている。当然，大学における授業の内容は，担当教官によって多少異なると考えられるが，CECの共通基本項目と免許問題検討委員会であげられた項目を比較してみる。

CECの項目では，より現実的な課題に即して項目を立てている。また，障害児教育制度に在籍している児童生徒の割合が10パーセントを越しているということ，国民の文化の多様性などから，多様性を重んじる論点と，本人や保護者の権利を認める論調が強い。また，教師の在り方について，保護者や他の専門家とのコミュニケーションやパートナーシップの形成，プロ意識の鼓舞や倫理条項について項を設けてある。文部科学省（2002）が出した今後の特別支援教育の在り方

について（中間まとめ）では、特殊教育諸学校や特殊学級を特別支援学校や特別支援教室としてリソースセンターやリソースユニットとしての新しい役割を期待しているが、日本においても特殊教育職員のコーディネータースキルを専門性として身につける必要があるのではないだろうか。障害の種類によって異なるが、CECの基本項目では、病理保健については日本のように重視していない。

また、インテグレーションが国の政策である米国の背景を反映して、教育課程編成のポイントとして「個別化された一般の教育課程」として、通常の教育の教育課程のなかで、どのように個の特性にあった個別教育計画を作成する方法と「個別化され独立している教育課程」として、日本の「個別の指導計画」にあたる教育プログラム作りに言及している。LD, ADHD あるいは高機能自閉症をともなう児童生徒は、通常の学級の中で、通常の教育の教育課程を集団指導の状態で授業が行われる場合と「自立活動」的な個別指導が行

われる場合があると考えられ、双方の観点から個別化されたカリキュラムを作る訓練が教師に必要であると考えられる。

以上、CECによって提案されている特別教育教師の国際基準と日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会の答申を比較した。

引用文献

- 文部科学省初等中等局特別支援教育課（2002）今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）、日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会（2001）日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会答申（最終報告書）、The Council for Exceptional Children（1998）What Every Special Educator Must Know—The International Standards for the Preparation and Licensure of Special Educator.